

地方消費税交付金（引上げ分）の使途について

（歳入）

地方消費税交付金	内 訳	備 考
676,000 千円	社会保障財源化分 368,727 千円	引上げ分（22分の12）
	一般財源 307,273 千円	現行分（22分の10）

（歳出）

（単位：千円）

事業名	金額	本年度の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	要援護対策事業費	18,437	1,859		9,074	4,759	2,745
	保育所運営費	795,765	11,290		41,062	134,539	608,874
	放課後児童クラブ推進事業費	60,973	31,451		10,803	15,366	3,353
	子育て支援事業費	65,895	22,306		1,207	32,566	9,816
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成（65才未満）	27,052	12,901		1,243	10,500	2,408
	重度心身障害者等医療費助成（65才以上）	55,723	22,979		9,605	18,537	4,602
	心身障害者医療費助成	8,209			96	6,523	1,590
	こども医療費助成	68,709	16,593		126	41,615	10,375
	ひとり親家庭等医療費助成	10,818	5,250		310	4,208	1,050
	感染症予防事業費	83,669	363			68,948	14,358
	すこやか親子推進事業費	73,368	16,592		237	31,166	25,373
合計	1,268,618	141,584	0	73,763	368,727	684,544	

備 考

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

（注）「社会保障4経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費